



# 耕作放棄地の解消にご協力ください

農地は、農業にとって基礎的な資源であり、食料の安定供給を行うための重要な基盤です。また、食料自給率の低い日本では、食料供給力を強化しなければなりません。このことから、市では、現在問題となっている耕作放棄地の解消に向けて取り組んでいます。耕作放棄地を所有している農家の皆様のご協力をお願いします。

また、伊賀市農業振興地域整備計画に基づく農業振興地域内の農用地で特に対策が必要と思われる耕作放棄地を所有している方に通知を行い、耕作放棄地解消に向けて啓発を行います。

この機会に農地について検討いただき、少しでも耕作放棄地が解消されますようご協力をお願いします。

- 本庁農林振興課・各支所産業建設課のほか、農業委員・区長・担い手農家・集落営農組織などにご相談ください。
- 国の交付金をご利用ください。(内容は右表のとおり)

【問い合わせ】本庁農林振興課 ☎22-9666

## 耕作放棄地再生利用交付金

①再生利用活動(貸借などにより耕作放棄地を再生・利用する活動)

- 障害物除去、深耕、整地などに対する支援  
荒廃の程度に応じ、3万円/10aまたは5万円/10a(取組初年度)

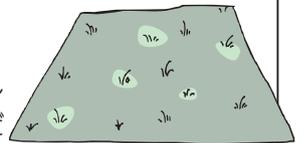
- 土壌改良に対する支援 2万5千円/10a(最大2年間)
- 営農定着に対する支援 2万5千円/10a(1年間)

②施設等補完整備(補助率1/2など)

用排水施設、農道、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設等の整備

## 交付の要件

- 所有者に代わり耕作する者が確保され(見込みを含む)、再生利用活動の取組初年度(障害物除去など)から5年間以上の耕作が見込まれること。(賃貸借、使用貸借、所有権移転、農作業受委託など)
  - 農業振興地域内の農地であること。
- ※そのほか要件がありますので、詳しくは、担当課までお問い合わせください。



## 特産野菜等生産振興支援事業として助成を行います

この支援事業は、特産野菜などの組織的生産、流通の構造改革、高付加価値化および販売促進を目的としています。

### 【対象者】

市内で共同栽培を行う生産組織または3戸以上の農家で集団栽培を行う組織

### 【対象品目】(12品目)

たまねぎ・なばな・ひのな・ちぢみほうれんそう・アスパラガス・かぼちゃ・きゅうり・キャベツ・こんにやく・自然薯・モロヘイヤ・蕎麦

### 【対象ほ場】

- 生産組織  
市内で1品目につき10a以上作付けした場合
- 集団栽培  
市内で1品目につき10a以上の連担した田または畑に作付けした場合

### 【助成金額】

10a当たり1万円以内(申請多数の場合は予算内で調整します)

### 【申請・実績報告】

5月29日(金)までに申請書を、12月25日(金)までに実績報告

告書を提出してください。

### 【作付け事実の確認方法】

①出荷(販売)の事実および数量が確認できる証票(出荷伝票など)の写しを実績報告書に添付してください。

②ほ場ごとに作物の栽培状況と申請者がわかる写真(おむね収穫の1週間前に撮影)を撮影し、裏面に品目名・ほ場の地名・地番・申請者名を記入し、実績報告書に添付してください。

③申請ほ場を現地確認することがあります。

### 【申請書提出・問い合わせ】

- 本庁農林振興課 ☎22-9665
- 各支所産業建設課
- JA伊賀北部 各営農生活センター
- JA伊賀南部 青山経済センター

